

(様式2)

教育委員会 (議案・報告) 第16号

(所 管) 総務部 総務課

件 名	堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について
提 案 理 由	学校給食センターに勤務する会計年度任用職員の勤務時間の見直しに伴い、学校給食における衛生指導担当業務に従事する者の勤務時間及び休憩時間について、所要の改正を行うものである。
議案（報告）の概要又は要旨	1 改正の内容 学校給食における衛生指導担当業務に従事する者の勤務時間及び休憩時間について、新たな区分を追加するもの  2 施行期日 令和8年4月1日
備 考	
議決後必要となる取組	この案件の教育委員会議決後は、 ■ 上記案により、公布する。 □ 令和 年 第 回市議会（定例会・臨時会）に提出する議案については、異議がないものとして回答する。 □ その他（ )

議案第16号

堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について

堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則について、次のとおり改正する。

令和8年3月27日  
堺市教育委員会  
教育長 関 百合子

堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則（平成18年教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

学校給食課（学校給食における衛生指導担当業務に従事する者に限る。）		午前8時から午後2時15分まで（課長が指定する日は午前9時から午後3時45分まで）	午前10時30分から午前11時15分までの範囲内で15分間とし、課長が職員ごとに指定する時間（左記の課長が指定する日は正午から午後0時45分まで）	(1) 条例第3条第3項に規定する勤務日以外の日 (2) 祝日法に規定する休日（前号に掲げる日を除く。） (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前2号に掲げる日を除く。）	を
-----------------------------------	--	---	---	--	---

「

学校給食課（学校給食における衛生指導担当業務に従事する者に限る。）	1	午前8時から午後2時15分まで（課長が指定する日は午前9時から午後3時45分まで）	午前10時30分から午前11時15分までの範囲内で15分間とし、課長が職員ごとに指定する時間（左記の課長が指定する日は正午から午後0時45分まで）	(1) 条例第3条第3項に規定する勤務日以外の日 (2) 祝日法に規定する休日（前号に掲げる日を除く。） (3) 12月29日から翌年の	に
-----------------------------------	---	---	---	--	---

				1月3日まで	
	2	午前8時15分 から正午まで(課 長が指定する日 は午前9時から 午後0時45分 まで)		の日(前2号に 掲げる日を除 く。)	

改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則（平成18年教育委員会規則第16号）新旧対照表

現行						改正後（案）					
別表（第3条関係）						別表（第3条関係）					
所属	区分	勤務時間	休憩時間	週休日	休日	所属	区分	勤務時間	休憩時間	週休日	休日
(略)						(略)					
学校給食課 (学校給食における衛生指導担当業務に従事する者に限る。)		午前8時から午後2時15分まで(課長が指定する日は午前9時から午後3時45分まで)	午前10時30分から午前11時15分までの範囲内で15分間とし、課長が職員ごとに指定する時間(左記の課長が指定する日は正午から午後0時45分まで)	(1) 条例第3条第3項に規定する勤務日以外の日 (2) 祝日 法に規定する休日(前号に掲げる日を除く。) (3) 12月29日から翌年の1月3日		1. 学校給食課 (学校給食における衛生指導担当業務に従事する者に限る。)		午前8時から午後2時15分まで(課長が指定する日は午前9時から午後3時45分まで)	午前10時30分から午前11時15分までの範囲内で15分間とし、課長が職員ごとに指定する時間(左記の課長が指定する日は正午から午後0時45分まで)	(1) 条例第3条第3項に規定する勤務日以外の日 (2) 祝日 法に規定する休日(前号に掲げる日を除く。) (3) 12月29日から翌年の1月3日	

				日までの 日（前2 号に掲げ る日を除 く。）				日までの 日（前2 号に掲げ る日を除 く。）
(略)					2	午前8時15 分から正午ま で（課長が指 定する日は午 前9時から午 後0時45分 まで）		(略)